

看護助手について

会誌編集部

I. 看護助手とは

看護助手ってどんな職種なのでしょう。看護師の補助をする人？ 看護師と同じ資格？ と、なんとなくしか知らないのではないのでしょうか。

調べてみると、看護師業務のうち「医療行為」や「看護」にあたらぬ業務を行う人で、国家資格は不要。要件（表1）さえ満たせば誰でもなることができます¹⁾。

表1 看護補助者の資格要件

- | |
|--|
| 1) 高校を卒業していることが望ましい。
2) 業務を行う上で支障のない心身の状況であること。
3) 人の世話が好きで人間関係が良好に保てること。
4) 医療チームのメンバーと共働できること。
5) 所定の研修を受けること。 |
|--|

看護助手の中には、無資格では不安なので公的資格（ホームヘルパー、介護福祉士など）や民間資格（メディカルワーカーなど）を取得する人もいます。

看護助手といってもその名称はさまざまです。日本における呼称の例を表2に示します。これによると、看護助手の総称は看護補助者となり、それには事務員も含まれています。

表2 看護補助者の呼称例

オーダーリー	介護士
クラーク	介護者
ケアワーカー	看護助手
ナースエイド	看護補佐
ハウスキーパー	看護補助者
ヘルパー	産科看護婦
メッセンジャー	病棟技能員
医療秘書	病棟事務員
家政婦	

（「看護補助者の業務範囲とその教育等に関する検討報告書」
社団法人日本看護協会業務委員会、1996年9月より抜粋）

II. 看護補助者の歴史

1950年の完全看護制度の創設により「看護補助者」の記載が法律上に登場することとなりました。

第二次世界大戦後、GHQにより作られた看護体制（患者数に対する看護師：准看護師：看護補助者数の割合）や勤務体制は、その後、幾度と改定がなされました（表3）が、その基本枠組みは現在も変わっていません²⁾。

2010年の診療報酬改定では「急性期看護補助体制加算」が新設されており、看護補助者は今後も必

表3 完全看護体制確立の経緯

1950 (昭和 25) 年	完全看護制度の創設
1958 (昭和 33) 年	基準看護制度に改定
1994 (平成 6) 年	新看護体系及び看護補助体系の設定
1997 (平成 9) 年	付き添い看護の廃止

要とされるでしょう。

「急性期看護補助体制加算」における看護補助者の要件には、表4の内容を含む院内研修を年1回以上受講した者とされています³⁾。また社団法人日本看護協会は、他の医療スタッフと看護補助者との連携や教育についての提言を「急性期医療における看護職と看護補助者の役割分担と連携に関する日本看護協会の基本的な考え方⁴⁾」として発表しています。

表4 看護補助者の要件 (一部抜粋)

ア	医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
イ	医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
ウ	看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
エ	日常生活にかかわる業務
オ	守秘義務、個人情報の保護
カ	看護補助業務における医療安全と感染防止 等

Ⅲ. 看護補助者の業務内容

病院の規模や種類によって異なりますが、大まかには下記のように分類されます。

1. 生活にかかわる業務

- 病床および病床周辺の清潔・整頓
- 病室環境の調整 (温度、湿度、採光、換気など)
- リネン類の管理

2. 日常生活にかかわる業務

- 身体の清潔に関する世話
- 排泄に関する世話
- 食事に関する世話
- 安全・安楽に関する世話
- 運動・移動に関する世話

3. 診療にかかわる周辺業務

- 検査・処置等に必要な依頼箋・伝票類の準備と結果報告の整理
- 診療に必要な書類 (台帳、カルテ、その他) の整理・補充
- 検査・処置に必要な機械・器具等の準備と後片づけ
- 診療材料等の補充・整理
- 入退院・転出入に関する世話

一見したところ、こまごまとした面倒なこと、でも気遣いや丁寧さが必要となる業務をされているようです。看護ケアなど看護師の指示のもとに行う業務については、指示された範囲において責任を負います。わからない場合は看護師にたずねなければなりません。また、看護に関する専門的判断を必要としない業務については、看護助手が判断し責任をもって業務を行うことができます。ただし、実施の前後に監督者 (主に看護師) への報告が必要です¹⁾。

また、看護補助者の業務範囲については、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（厚生労働省医政局長発 医政発第1228001号 平成19年12月28日）を参考に示されています³⁾。ここでは、看護補助者だけでなくすべての医療関係者間との業務分担についての提言がなされています。

IV. 看護補助者の教育

看護補助者の教育目標として、次の3つがあげられています¹⁾。

- 1) 医療制度の概要および病院の組織を理解する。

病院の組織や看護部の組織構造と組織上の身分や立場について学ぶ。

- 2) 医療チームおよび看護チームの一員として、看護業務を理解し、ヘルスケア提供システムの重要な役割を分担していることを認識する。

看護補助者の業務・責任・態度・報告・連絡・記録、相談の重要性、看護の役割と看護業務、看護理念や看護倫理、人間関係とチームワーク、コミュニケーション技術、患者心理と対応の留意点、身体の解剖・生理、患者状態の観察ポイントと異常状態の把握・報告、自己の健康管理について学ぶ。

- 3) 看護補助業務を遂行するために必要な基礎的な知識・技術を学習し、技能を習得する。

- (1) 生活にかかわる業務の教育

環境整備、ハウスキーピング、環境調整、リネン類の管理、ベッドメイキングなど。

- (2) 日常生活にかかわる業務の教育

患者の身体の清潔、更衣、排泄の世話、食事の世話、安全、安楽、体位交換、患者の移送

- (3) 診療にかかわる周辺業務の教育

コンピュータの操作、簡単な看護用語・略語について、診療録の意義、必要性、保管期限、プライバシーの守秘義務など、データなどの整理、保管方法、清潔・汚染物、廃棄物の取扱い、消毒薬などの取扱い、検査物品の取扱い、医療機器、診療材料の点検・取扱い・整備など。

教育内容は病院によって異なると思いますが、図書館としては、基礎看護技術の書籍を提供するといいでしょう。ただし専門書はとつきにくいので、イラストなどが多用されているわかりやすい本からおすすめるといいでしょう。

看護補助者にも、気後れすることなくどんどん看護書籍を読んでもらえるといいですね。また図書館からも、看護補助者のやる気をひきだせるような広報ができるといいかもしれません。

数は少ないですが、看護補助者関係の書籍を文末の参考文献で紹介しています。

V. 現場からの声

現場の看護師に看護助手について困っていることはないか聞いてみました。

どんな職種でもそうですが、看護助手の中にはやる気に差がある人がいるようです。看護に関する知識を増やしてほしいので勉強するようすすめても、医療従事者という感覚を持たずに勤務している人の中には、なかなか勉強してくれない、という相談を看護師から受けたことがあります。

他の病院でも看護助手のやる気を引き出す教育プログラムの作成に苦心しているところが多いようです⁵⁻⁶⁾。

また、急性期病院でも看護補助体制加算が取れるようになり、加算取得のため教育計画を作らねばな

らなくなりました。ところが看護助手向けの本が少なく、看護師の基礎看護技術の本だと専門用語が多く難しい。結局、現場の看護師が基礎看護技術に関する雑誌の特集記事などを、わかりやすい用語に置き換えて作り直したりして教えているのが現状との声も聞こえました。

そこで、看護助手向けの本（やさしいことばでイラストが多いもの）として、「看護補助者のための医療現場入門」⁷⁾を紹介したところ、大変喜ばれました。

VI. 感想

入院してみても気づいたのですが、よく接する機会があるのは看護師よりも看護助手かもしれません。軽症の場合は、デイルームなどで他の患者と一緒に食事をします。その食事時間や起床時間をお知らせしてくれるのは看護助手でした。

看護師は採血や血圧測定など医療上の会話が多くなんだか忙しそうです。一方、看護助手はゆったりとした日常会話が多いからか、なんとなく親近感がわきました。

しかし、やる気の少ない看護助手の場合、食事時間や起床時間のお知らせをしてくれません。「もしかして業務じゃなかったの?」と疑問に思いましたが、今回調べてみて業務の一つだとわかりました。

何気ないことかもしれませんが、入院中は日常を味わうことに楽しみを感じます。看護助手はそんな日常の提供者でもあるようです。

参考文献

- 1) 日本看護協会平成7・8年度業務委員会. 看護補助者の業務範囲とその教育などに関する検討報告書. 東京: 日本看護協会: 1996.
- 2) 高橋美智. GHPが推進した看護改革 看護体制・勤務体制の変遷. [引用 2010-07-12] http://www.igaku-shoin.co.jp/nwsprr/n1996dir/n2217dir/n2217_05.htm
- 3) 全国保険医団体連合会: 点数表改定のポイント. 月刊保団連. 2010;(1026): 525-8.
- 4) 日本看護協会. 急性期医療における看護職と看護補助者の役割分担と連携に関する日本看護協会の基本的な考え方. [引用 2010-07-30] <http://www.nurse.or.jp/>
- 5) 松浦美恵子, 森脇妃登美: 看護助手の基準を基に一般病棟での看護助手業務の技術習得に向けた取り組み. 看護実践の科学. 2010;35(4):39-43.
- 6) 林野ヨシエ, 安原小百合, 宮尾三穂他: 看護補助者教育の現状 看護補助者の教育と活用 院内認定制度で高まるケアの質. 師長主任業務実践. 2010;15(310):7-15.
- 7) 千葉県民間病院協会看護師長会. 看護補助者のための医療現場入門 (看護補助実務マニュアル) 3版. 東京: 産労総合研究所出版部経営書院: 2005.
- 8) 牧子智恵子. 看護補助者育成のためのQ&A50 (ジャンプブックス:62). 東京: 日本医療企画: 1996.
- 9) 淀川キリスト教病院看護部. 看護助手業務ハンドブック. 名古屋: 日総研出版: 1995.
- 10) 長尾真澄, 東慶子, 平田久子他. 看護補助のためのベーシックケア・ハンドブック. 東京: 日本看護協会出版会: 1997.

(文責: 井上智奈美/三菱京都病院)